

令和8年度東京学芸大学研究生出願要項 (一般の研究生・10月入学用)

1 出願等の概要

- (1) 研究生は、指導教員の指導のもとに、特定の専門事項について研究するものとする。
- (2) 研究生(この出願要項においては、委託研究生及び外国人研究生を除く。以下同じ。)として出願する者は、出願前に必ず希望する指導教員の面接等を受け、承認を得ることとする。
- (3) 研究生の在学期間は、10月から1ヶ月単位で、最長で翌年3月までの6ヶ月以内とする。
- (4) 研究生が研究の継続を希望するときは、在学期間満了の40日前までに、在学期間の延長を願い出るものとする。ただし、在学期間の延長は1年以内に限るものとする。
- (5) 研究生は、在学期間満了の際、研究報告書を、指導教員を経て学長に提出しなければならない。
- (6) 研究生の願い出により、研究題目及び研究期間等について、本学所定の証明書を交付する。
- (7) 研究生の検定料、入学料及び授業料は、次のとおりである。

- ① 検定料 9,800円
- ② 入学料 84,600円
- ③ 授業料 29,700円(月額)

※上記金額を改定することがある。

- 【注】1. 検定料は、本学所定の「入学検定料振込依頼書」により、出願期間前までに指定の口座に振り込むこと。銀行等(ゆうちょ銀行は不可)の窓口で振り込み、ATM(現金自動振込機)は利用しないこと。振り込み後、返却された「入学検定料納入済票」を願書の所定の欄に貼付する。
2. 授業料は、10月中の指定する期間内に6ヶ月分を納入すること。授業料・入学料の納入方法等詳細は、別途通知する。
 3. いったん納入した検定料、入学料及び授業料は、返付しない。
- (8) 研究生の実験及び実習に要する費用は、研究生の負担とする。
- (9) 研究生が授業の聴講を希望する場合は、指導教員と授業担当教員の承認を必要とする。
ただし、聴講が認められた場合も単位として認定されないので注意すること。

2 出願資格

- (1) 大学を卒業した者(見込みの者も含む)
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) その他大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者
(この号に該当し出願する場合は、個別の出願資格審査を要する場合がある。)

3 出願書類等

- (1) 研究生願書(本学所定のもので、「希望指導教員名」の欄に当該教員の署名・捺印を得たもの) 1通
- (2) 卒業(見込)証明書(最終出身学校のもの) 1通
- (3) 成績証明書(最終出身学校のもの) 1通
- (4) 検定料 9,800円(入学検定料納入済票を願書の所定欄に貼付する。)
- (5) 通知書送付用封筒 1通
(長3の封筒に、出願者の郵便番号・住所・氏名を記入のうえ、110円分の切手を貼付)

4 出願方法・期間

令和8年8月14日(金)までに到着するように簡易書留もしくはレターパックライトで郵送してください。ただし、8月14日(金)以前の発信局消印があるものは出願期間以降に到着したものでも受理します。

※必ず簡易書留もしくはレターパックライトで郵送してください。

郵送先 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1
東京学芸大学 学務部学務課 総務係 [電話:042(329)7176]

【注】

- ・8月10日(月)から8月14日(金)は大学の一斉休業期間にあたるため、この期間中のお問い合わせには対応いたしかねます。
- ・出願書類の不足や記入漏れ等が無いよう十分にご注意ください。万一、検定料・出願書類の不備や記入漏れがあった場合には、出願自体を受理できない可能性があります。

5 合否通知等

- (1) 出願者には、9月末日までに合否の結果を通知する。
- (2) 合格者には、合格通知書とともに入学手続の案内を送付する。
- (3) 9月末日までに合否の通知が届かない場合は、速やかに上記4に問い合わせること。

6 その他

研究生は、正規の学生ではないので、学割の適用は受けられないので注意すること。